

令和4年度 第1回山梨県最低賃金専門部会 議事録

- 1 日 時：令和4年7月22日（金）午後1時57分 ～ 2時25分
- 2 場 所：山梨労働局 大会議室
- 3 出席者：公益代表 伊藤委員、今井委員、反田委員
労働者代表 小林委員、佐々木委員、白倉委員
使用者代表 一之瀬委員、川島委員、長谷川委員
事務局 太田良監督課長、井上賃金室長、平出室長補佐

4 議 事

- (1) 山梨県最低賃金改正の審議日程について
- (2) 最低賃金の状況等について
- (3) 労使からの意見聴取結果について
- (4) 今年度の審議の進め方について
- (5) その他

5 審議会内容

(賃金室長)

定刻より少し早いのですが、みなさまお集まりいただきましたので、ただいまから、山梨地方最低賃金審議会第1回山梨県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、委員の皆様全員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、本部会を開催し、決議することができまことを御報告いたします。

また、当専門部会では、金額審議は行わないことから、一般に公開をしており、事前に公示を行いましたところ、傍聴希望者はありませんでしたので併せてご報告いたします。

本日は、本年度最初の専門部会ですので、部会長が選出されるまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。

ここで、本来ですと、労働基準部長の岡村から委員の皆様にごあいさつをさせていただくところなのですが、本日、岡村が体調不良により欠席させていただいておりますことから、代理で出席しております、監督課長の太田良から御挨拶を申し上げます。

(太田良監督課長)

皆様こんにちは。

労働基準部監督課の課長をしております太田良と申します。

3月までは賃金室長として、大変お世話になりました。

本来であれば、今申し上げましたように、労働基準部長の岡村が出席させていただいて御挨拶させていただくところなのですが、体調不良のため欠席させていただきました。

そのために労働基準部の筆頭課長でありまして、しかも、賃金室長経験者だということで、部長の代役として出席させていただいております。

それでは、労働基準部長の挨拶を、私のほうから代読させていただきます。

第1回山梨県最低賃金専門部会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げ

げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、この専門部会の委員をお引き受けいただくとともに、本日の部会に御出席をいただき誠にありがとうございます。

また、皆様方の机の上に、辞令を置かせていただいております。

時節柄、これをもちまして正式な就任とさせていただきたいと思っておりますので、御了承くださいますようお願いいたします。

さて、本年度も新型コロナウイルス感染症の影響が続いており、特に先週からは「第7波」と指摘される感染再拡大が懸念される状況ともなっているところです。

また、経済情勢を見ますと、総じて持ち直しの基調にあるとされているところではございますが、原油や原材料の高騰などの状況が続いており、物価の上昇など最低賃金審議においても影響の考慮が必要な状況もあるところでございます。

そのような中ですが、現在、中央最低賃金審議会では、本年度の最低賃金の改正にかかる目安額について審議が進められております。

既に3回の目安小委員会が開催されており、来週以降には、目安額が示されることとなりますが、それら情報につきましては、入り次第、速やかにお知らせしたいと考えております。

本年の山梨の最低賃金をどのように見直していくのか、皆様方には大変難しい御判断をお願いすることになりますが、中央最賃審が示す目安額を参考にさせていただき、また、労働者の生計費及び賃金、並びに事業の賃金支払い能力といった、いわゆる「3要素」に御留意いただき、さらには地域の実情を踏まえて御判断をいただきたくお願い申し上げます。

事務局としましては、御参考となる情報を適宜提供させていただき、この専門部会の審議が円滑に進みますように務めてまいりたいと思っております。

本年度も、どうぞよろしくようお願いいたします。

以上でございます。

(賃金室長)

続きまして、委員の紹介になりますが、お手元に委員名簿と配席表をお配りしておりますので、これをもちまして御紹介に代えさせていただきます。

(賃金室長)

続きまして、次第の3、部会長及び部会長代理の選出に入ります。

本部会は、7月5日に開催されました、第1回山梨地方最低賃金審議会におきまして、最低賃金法第25条の規定に基づき設置が決議されたものでございます。

したがって、同条の規定により準用される第24条の規定によりまして、部会長及び部会長代理を公益委員の中から選出していただくこととなります。いかがいたしましょうか。

(伊藤委員)

それでは、私から推薦させていただきます。

部会長には反田委員、部会長代理には今井委員をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

(各委員)
(異議なし)

(賃金室長)

ありがとうございました。

ただいま、伊藤委員から御推薦をいただきましたが、異議なしということで、全会一致で、部会長には、反田委員、部会長代理には、今井委員が選出されました。

御手数ですが、お手元の委員名簿の、部会長の反田委員の左側に二重丸の印、部会長代理の今井委員の左に一重の丸印を記載いただきますようお願いいたします。

それでは、専門部会運営規定第4条によって、議長は部会長が務め、議事進行することとされておりますので、反田部会長におかれましては、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

(反田部会長)

皆様、お暑い中を御苦労様です。

昨年に続きまして、私がまた部会長を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

本年度も新型コロナウイルスが、感染が収まるどころか、第7波ということで増加傾向がみられております。

また、エネルギー高、原材料費が高騰している中で、最低賃金をどのように決めていくかという非常に難しい御判断をしていただくことになっております。

労使から、それぞれ、忌憚のない御意見をいただきまして、慎重に審議を進めていきたいと思っております。

ただ、円滑な審議をしていきたいと思っておりますので、その点よろしくお願いいたします。

では、座って進めさせていただきます。

【 (1) 山梨県最低賃金改正の審議日程について 】

(反田部会長)

それでは、議事の(1)山梨県最低賃金改正の審議日程について、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは御説明いたします。着座にて失礼いたします。

お手元に配付しております、「令和4年度地域別最低賃金審議日程表」を御覧ください。

これは、7月5日に開催されました第1回の本審で御承認いただいたもので、10月1日の発効を想定した日程となっております。

今後の日程を御説明いたしますと、7月28日の午後2時から、甲府ニュー芙蓉におきまして、第2回の本審を開催いたします。

この際、中央最低賃金審議会における目安額等の答申について皆様に伝達を行わせていただきまして、また、特定最低賃金改正の必要性につきまして、労働局長から諮問をさせていただき予定としております。

併せて、特定最低賃金検討委員会の各側2名の委員を選出いただくことを予定しておりますので、各側とも御準備をよろしくお願いいたします。

本審終了後に、引き続き、第2回専門部会を開催し、労働者側、使用者側、双方から、「基本的見解」の発表をしていただく予定としておりますので、こちらにつきましても各側とも御準備をよろしくお願いいたします。

この基本的見解につきましては、当日、写しを作成しまして資料として配付させていただきたいことから、前日7月27日の午後3時までに、事務局までメールによりデータの御提供をいただきますようお願いいたします。

8月1日予定の第3回専門部会は、午後2時から山梨労働局で開催予定としておりまして、ここから具体的な金額審議に入っていただくこととなります。

8月4日には第4回目の専門部会を、午後2時から山梨労働局で開催予定としております。

また、この第4回目の専門部会で、結審をいただく予定としております。

8月4日に結審に至らなかった場合は、予備日として、翌8月5日の午後1時30分から第5回の専門部会を、甲府ニュー芙蓉において開催する予定としております。

同日、8月5日の午後3時30分から開催予定の本審で答申をいただいた上で、意見を求める公示を行い、8月23日に異議審を開催する予定となっております。

また、金額審議が8月5日に結審とならなかった場合につきましては、その後の予定も変わってまいります。

その場合には、再度、委員の皆様には調整をさせていただいた上で、日程を決めさせていただきたくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

また、8月22日は、特定最低賃金の検討委員会が開催されます。

同委員会におきまして、特定最低賃金の改正の必要性ありとの結論に至った場合には、8月23日の異議審の場におきまして、特定最低賃金の改正決定の諮問をさせていただき予定としております。

なお、第2回本審の開催予定である7月28日までに、中央最低賃金審議会における目安の答申が行われていない場合につきましては、その後の日程を組み直す必要がございますが、そのような必要が生じた場合には、委員の皆様には速やかにお知らせして再度日程調整を行わせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(反田部会長)

ただ今、事務局から日程の説明がありましたが、この日程は7月5日に開催した第1回の本審で事務局から提案され承認されたものです。

今後、この日程で審議を進めたいと思いますが、御意見等はございますか。よろしいでしょうか。

【 (2) 最低賃金の状況等について 】

(反田部会長)

それでは、次の議事に入ります。

議事の (2) 最低賃金の状況等について、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは、お手元に配付しております「山梨地方最低賃金審議会審議資料」をご用意いただければと思います。

まず、資料の 1 ページを御覧ください。

平成 14 年から令和 3 年までの山梨県最低賃金の推移の一覧表になります。

引上げ額や引上げ率のほかに、目安額との比較や採決の状況等を記載しております。

この表の中ほどの「目安額との比較」の列を御覧いただきたいのですが、平成 14 年、16 年、21 年及び令和 2 年は、中央最低賃金審議会で目安額が示されなかった年になります。

それ以外の年につきましては、平成 27 年以降は目安額どおりの金額となっており、それ以前には、目安額プラス 1 円から 2 円の年もあったという経過でございます。

「目安額との比較」の列の右側、「採決状況」の列を御覧ください。近年では、平成 29 年と令和元年及び令和 3 年を除き、全会一致で決定いただいております。

「採決状況」の右側、「異議申出の有無」の列を御覧ください。

山梨では、毎年、異議の申出がなされております。

このため、本年度も異議の申出がなされることを前提といたしまして、異議審の日程を組んでございます。

続きまして、資料の 3 ページを御覧ください。

これは、昨年度の全国の地域別最低賃金の審議、決定状況の資料となります。

山梨につきましては、赤枠で囲ってございます。

右から二番目の「採決状況」の列を御覧いただきますと、昨年度、白丸が記載されている全会一致となった都道府県は、全国で 3 県であったことがわかります。

続きまして、資料の 4 ページを御覧ください。

地域別最低賃金と目安額との関係の推移が記載されておまして、平成 21 年から令和 3 年までの引き上げ額が、目安額に対してどの程度の差であったのかの推移を示した表となっております。

続きまして、資料の 5 ページと 6 ページを御覧ください。

これは、7 ページ以降に資料としてお付けしております各種経済指標等のデータにつきましては、それぞれの主なポイントを取りまとめた一覧表になります。

中ほどの「ページ」と記載した列には、それぞれの経済指標の資料が、この審議資料の何ページにあるかのページ番号を示しておりますので、資料を御覧いただく際に参考としていただければと思います。

以上でございます。

(反田部会長)

ただ今の事務局の説明につきまして御質問等はございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

【 (3) 労使からの意見聴取結果について 】

(反田部会長)

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の議事に入ります。

議事の(3)労使からの意見聴取結果について、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

引き続き説明させていただきます。

お手元の審議資料の67ページからを御覧ください。

労使からの意見聴取を実施した結果を取りまとめた資料でございます。

意見聴取の具体的な実施方法をあらためて御説明いたしますと、事務局におきまして、労使双方から聴取する項目を記載したアンケート用紙を作成し、事前に意見聴取への協力及びアンケート用紙への記載の依頼を行いました。

その後、改めて、事業場を訪問しまして、記載されたアンケート用紙の回答内容を確認しながら、労使双方から個別に補足のヒアリングを実施いたしました。

その内容を取りまとめたものが67ページからの資料となります。

今回対象といたしました事業場は、製造業1社、非製造業1社の合計2社で、昨年度まで対象とした事業場とは別の事業場となります。

具体的な業種としましては、カット野菜の製造を行う食料品製造業の事業場とホテル業の事業場となっております。

企業名の公開につきましては、残念ながら、両社とも応じていただけていないため、昨年度までと同様に、本資料におきましては、「A社」、「B社」との表示とさせていただいておりますが、御理解をお願いいたします。

まず、A社について御説明いたします。カット野菜の製造を行う食料品製造業の事業場となります。

資料の68ページをご覧ください。

意見聴取の対象者は、使用者側は代表取締役社長、労働者側は、36協定の労働者代表で、工場内で作業管理をしている立場の方です。

69ページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症が経営に与えた影響につきましては、仕事量自体は食品スーパーマーケット向けがコロナ禍でも堅調で売り上げ自体は増えているとのことでした。

感染対策実施による業務への負荷についてもお尋ねしましたが、食品を扱う仕事であることから、以前から対応をしているため、これまで継続している対応にパーティション設置や換気対策の追加をすることで済んでいるとのことでした。

最近の景況感につきましては、原材料高やエネルギー高の影響がとても大きく、先行きは横ばいの状況が続くと考えている、とのことでありましたほか、コスト増加分の価格転嫁を行えばよいが、他社との競争もあり難しい状況であるとのことでした。

次に70ページをご覧ください。賃金の改定につきましては、昨年の最低賃金改定までは、試用期間中の労働者の時給を850円としていましたが、昨年の最低賃金改定を受け、時給900円への引き上げを行ったとのことでした。

次のスライドから、最低賃金制度などについて聴取した意見等を記載しております。

まず、下のスライドの4つ目の四角印の内容ですが、最低賃金の引上げ状況に関しまして、近年の引き上げペースは早いと感じられ、年10円から15円くらいのペースが適当と考えるとのことでした。

次に71ページの下のスライドに移りますが、政府方針の全国加重平均で1,000円を目指す目標については理解を示されておられましたが、現在の原材料やエネルギーなどが高騰している状況下では、商品価格などへの転嫁ができずに困っている企業が多く、企業間の価格交渉だけでは適正な転嫁は難しいことから、中小企業が価格転嫁できる仕組みを強く求めたいこと、また、そのような仕組みがないうちは、最低賃金は上げてほしくないこと、について御意見をいただきました。

次に72ページを御覧ください。

A社の労働者の代表の方からの意見聴取結果となります。

コロナ禍における変化につきましては、事業場内で陽性者が出た際に人員不足のため出勤に協力する必要があったが、感染防止対策など職場環境については食料品を製造していることから従前より感染症防止対策を講じていたため、コロナ禍前と大きな変化はないとお話でした。

73ページをご覧ください。賃金に関しましては、最賃制度と金額改定については事業場内で掲示がなされているため承知しているとのことのほか、現在の最低賃金額については、生活していくうえで、特に子育て時期だと生活が厳しいと感じるとのお話がありました。

また、最低賃金の改定につきましては、引き上げ額が年に20円強の今のペースくらいがよいのではないかと思うが、急激に上げることで企業が対応できずに問題が出てしまうこともよくないと考えているとのことでした。

次に、74ページをご覧ください。

ここからが、B社からの意見聴取結果となります。

こちらは、ホテル業で、宿泊のほか、レストラン、宴会、ウエディングなどのサービスを提供している事業場となります。

意見聴取の対象者は、使用者側は総務部の主任の方、労働者側は、36協定の労働者代表で、仕入れや支払い等の業務を担当されている方です。

まず、使用者側からの聴取結果ですが、75ページの下のスライドを御覧ください。

コロナ禍の影響に関しまして、2つ目の四角印の内容からですが、コロナ禍に入った時期は、仕事量が減り、労働者に休業をしてもらったり、ホテル自体を休館にするなどの対応をとった時期もあったとのことでした。

また、労働者の退職などについては、コロナ禍でのホテルでの仕事に不安を感じた方や、たまたま退職のタイミングであったなどで退職等された方が何人

かおられたそうですが、雇用調整助成金の利用などもあり、全体数などに大きな変化はなかったとのことでした。

次に 76 ページの上のスライドをご覧ください。引き続きコロナ禍の影響についてですが、コロナ禍の初めごろは大きく予約等が減る状況となり、2年が経過した現在の状況としては、宿泊については県民割などの利用もあり、コロナ禍前の水準に戻りつつあるが、それ以外の事業については、コロナ禍前の状態には遠いとお話でした。

次に 77 ページの上のスライドをご覧ください。まず、原材料高等の影響について、2つ目の四角印からですが、仕入れ価格や電気代等の値上げにより経営が圧迫されているが、価格転嫁は難しいとお話でした。

今後の見込みとして、一番下の四角印のところですが、売り上げなどへの影響は、新型コロナウイルス感染者数の動向によるところが最も大きく、見通しを立てることが難しいとお話でした。

次に 77 ページの下のスライドをご覧ください。賃金の改定についてですが、毎年の昇給についてはコロナ禍に入ってから2年間は実施できなかったが、今年は売り上げの戻りもあり昇給を実施したとのことでした。また、最低賃金の改定を受けた対応として、昨年の改定を受け、それまでの事業場内最低賃金 860 円を 870 円に引き上げる改定を行ったとのことでした。

次に 79 ページの上のスライドをご覧ください。3つ目の四角印の部分ですが、ここ数年、20 円台の引き上げが多かったことにつきまして、税金や社会保険料等の負担が増えていることや物価上昇もあり、手取り額の維持なども考え合わせると仕方ないと思うとお話でした。

次に 79 ページの上のスライドをご覧ください。

最低賃金へのご意見として、3つ目の四角印の部分ですが、まだコロナ禍にあるため、近年のような改定ペースで最低賃金が引き上げられていくことは厳しく、上げ幅は少なくしてもらいたいなどのお話がありました。

続きまして、79 ページの下のスライドから、B 社の労働者の代表の方からの意見聴取結果となります。

まず、80 ページの上のスライドですが、コロナ禍の影響に関しまして、コロナ禍の初めごろには休館などもあったが、この方の場合、事務の仕事をされていることもあり、勤務時間が大きく減るなど、大きな変化はないとのことでした。

次に 81 ページの上のスライドの2つ目の四角印のところですが、現在の県最賃 866 円について、現在はホテルの利用客も少なく会社の負担になるとも思うが、物価が上がっており、これくらいが適正ではないかとお話でした。

次に下のスライドですが、最低賃金についての御意見として、平均 1,000 円の目標については個人の希望としては 1,000 円くらいがいいと思うこと、山梨県で考えると、利益が出ている会社はいいと思うが、観光関係の業種では、現在は企業自体に収入がなく、コロナの感染状況が続くとすれば、県全体としては難しいと思う、とお話がありました。

以上でございます。

(反田部会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございますか。

(各側委員)
(意見等なし。)

【 (4) 今年度の審議の進め方について 】

(反田部会長)
よろしいでしょうか。
続きまして、議事の(4)「今年度の審議の進め方について」に移ります。
事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)
御説明いたします。
専門部会における金額審議の進め方につきまして、令和2年度から公益委員の御発案により、それまでの進め方から一部変更が行われております。
内容としましては、具体的な金額審議に入る初回の専門部会、本年度の場合は第3回専門部会となりますが、その際に労働者側、使用者側それぞれが最初に御提示いただく金額の表明方法について、当該金額を前日の午後3時頃までに、事務局にお知らせいただき、当該金額を事務局から各委員の皆様へ、その日のうちにメールでお知らせさせていただくことといたしました。
そして、専門部会の当日は、会議の冒頭、全委員が揃っている場で、あらためて双方から金額の表明をしていただき、その上で、それぞれの控室に分かれていただき、金額審議に入らせていただくこととなりました。
これにより、労使双方から最初に御提示いただく金額を公益委員に御確認いただくステップを省略することができ、審議の効率化が図られ、また、各委員の皆様へ、出発点となる労使双方の金額をあらかじめ御承知いただいた上で、専門部会に臨んでいただくことで、その後の金額審議がスムーズに進みやすくなる効果があったものと考えられます。
本年度につきまして、令和2年度、3年度と同様の方式によって、金額審議を行っていただくことの可否につきまして、御審議をお願いいたします。
また、令和2年度、3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から密を防ぐため、労働者側、使用者側の委員の皆様には、公益委員のいらっしゃる、主たる広い会場に足を運んでいただく方式といたしました。
本年度につきましても、専門部会の会場が労働局、ニュー芙蓉、いずれの場合でありましても、同様の方法を採用させていただきたいと考えておりますので、この点につきましては、委員の皆様へ御承知おきいただきたいと思います。
以上でございます。

(反田会長)
私としましては昨年度と同様に進めたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(各側委員)
(異議なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、最初の金額の提示方法は、昨年度と同様にいたしますので、事務局は承知願います。

次に、議事の(5)その他に移ります。

何かございますか。

(一之瀬委員)

最初の金額提示というのは、31日ということになるのですかね。

第3回が1日の月曜日だから、その前というと30日。

(賃金室長)

29日の金曜日になります。

(一之瀬委員)

29日ですね。

営業日数から行くと、とてもタイトな感じがするのですけれども。

いずれ、去年もメールでお知らせいただいたと思うんですけれども。

そうですね。

(賃金室長)

そうですね。

日程の間隔としては、似た感じになっているのですけれども。

(一之瀬委員)

はい、極力それで努力します。

ちょっと短いなという感じがしたので、意見というかちょっと確認しただけです。

(反田会長)

よろしく願います。

(一之瀬委員)

土日挟んでいるので、ちょっと短い感じがするのです。

その時になれば、また相談させていただきます。

(反田部会長)

よろしいでしょうか。

事務局からは何かありますか。

(賃金室長)

ありません。

(反田部会長)

ないようでしたら、以上をもちまして第1回の専門部会を終了したいと思います。

なお、次回の専門部会は、7月28日に、甲府ニュー芙蓉におきまして、午後2時から開催します第2回の本審終了後、午後3時から開催しますので、よろしく申し上げます。

本日の議事録の確認ですが、労働者側は白倉委員、使用者側は一之瀬委員に申し上げます。

本日はお疲れ様でした。